

## 第6回議会報告会 報告書

地域名	南谷地区		
年月日	平成23年10月19日	会場名	南谷ふるさとセンター
開始時間	午後7時30分	終了時間	午後9時35分
参加数	男 9人	女 1人	合計 9人
班 長	勝地恒久	司会者	勝地恒久
報告者	勝地恒久	書記	深澤 巧
班員名	勝地恒久、竹浦昭男(欠)、安井義隆(欠)、深澤 巧、(北尾議長特別参加)		
	市 民	対 応	
報告に対する質疑	<p>① 企業誘致のための基金積立について、基金条例が出ていない。条例の審議はしたのか。基金から直接支出し、事業を行うようなことになるのか。その都度適当に支出するものなのか。取崩しの際は予算措置を講じて行うものだ。CATVの放映の中ではそのような説明に聞こえなかった。議会のチェックはできるのか。</p> <p>② 市の振興計画は中身が伝わってこない。土地公示価格の下落など大変住みにくい地域になっている。商工業振興条例などを制定し、地場産業などの振興を図って欲しい。市長や議員は自分の考えを住民にわかり易く伝える努力をすべき。議会の進行も不透明で、テレビを見ても本当の事はわからない。いい加減な話になっていないか。当局にだらだら従って賛成する事があるのではないか。</p> <p>③ 長らく議会が振興計画を修正したということはなかった。当局の提案通り原案賛成で全て進んでいた。今もそうではないか。若者も帰ってこない。地区の減退は特に合併以後ひどい。</p>	<p>① 基金条例の一部改正で、条例別表の中に企業誘致の項目を追加している。基金があれば、企業誘致について取合い道路などがすぐにできるなどのやり取りがあったかもしれない。今、基金として積み立てたという事である。取崩し時にはチェックできる。</p> <p>② 個々の政策についてはその政策根拠について議会も問いただしているが、議会として対案を出すまでになっていない。9月からは委員会審査の議事録をHPで公開するようにした。インターネットの生中継など見える形を検討している。定数報酬についても各市民団体から意見を聞きながら進めている。市長も議会にかなり気を使っている。昔の議会議員とは雰囲気が変わっている。</p> <p>③ 今回議会も将来の人口規模については慎重によく議論した。</p>	
意見交換会での質疑	<p>① 行政の事業仕分けを議会がすべき。機能していないと新聞に書いてあった。事業仕分けは本来議員がやるべきなのではないか。</p>	<p>① 議会ではその議論はしていない。</p>	
その他(提言など)	<p>① 行政や議会では町づくりができない時代だ。議会が頑張っても町づくりはできない。できる、するのは市民自身である。我々だけでは知恵は出ないので、外部から来た人、先生、インターネットから取り入れている。最終的には人だ。議会には期待していない。行政もスパースター的な人がいればだが、住民自身が考えなければならない。</p>	<p>① (拝聴)</p>	

<p>その他(提言など)</p>	<p>② 議員は条例を作る、提案するとかが命である。バスの通学補助の条例を作り本会議に提案、討論し、そこまで議員がする。見える活動が必要。CATV をずっと見ることはできない。即時性という事で、NHK の7時のニュースをモデルとして議案の審議の要点を放送したらよいのではないか。市長の立場でなく客観的な形で議会の動きを即時的に情報提供したらよい。市や議会広報は月刊誌だ。</p> <p>③ (②意見に関し)大政翼賛会のように広報活動のあやうさを過去日本は経験している。報道の自由が保障されている。行政が行う放送の中立性をどこで保障されるのか。危惧がある。行政が知らせたくないことが放送されないことを過去に我々は経験している。議会放送のダイジェストはその点に問題がある。</p> <p>④ 保育所、小学校の父兄の話聞いたことがあるか。議会は若い人たちの話を聞いていないのではないか。日本、養父市においても高齢者施策については行われている。固定資産税についても、若い人が地元の家を建てたならば掛けるべきではない。若い世代への経済的負担を軽くすべきである。</p> <p>⑤ 報酬額についてどう考えているか。</p> <p>⑥ 報酬審議会があるのに、市民から意見を聞いて議会が決めるのはどうなのか。日当にしたらすごく高い。報酬審議会のような専門的な所で決めればよいのでは。</p>	<p>② 議会は予算提案権を持っていない。政策提案は理念的なものになってしまう。一般質問ややり取りの中で、それに沿った条例や予算を当局に出させる。そのようなテクニックは行使している。理念条例はできるが、意見書を出すぐらいで、まだ力が及んでいない。議会が一つになる討論がまだできていない。これまで議員が個人的に当局から行政資料をもらう事はできなかった。議会の取り決めの中にもそうになっていた。これではだめだという事で、議会基本条例策定の中で議員の資料請求権と閉会中の文書質問ができることを明記し、調査活動ができるようにした。実態をよく理解しておかないと政策提言はできない。個人では無理があるので、会派や共通関心のある議員間で取組まなければいけない。</p> <p>③ 議員の発言等を平等に放送するのは難しい。</p> <p>④ 議会としては若い人と話す機会、暮らしの話をするチャンスはない。</p> <p>⑤ 議会定数と報酬についてパブリックコメントを募集している。現在は報酬で御礼的な性格を持っている。国会議員は必要経費的な歳費としてある。市会議員や町会議員は報酬、名誉職の位置付である。政策提言をやれといわれても経済的な裏付けがない。生活給的な保障がなければ議員はできない。最低限の金額保障がないと、皆さんが求められる議員活動はできない。</p> <p>⑥ 改定する意見が出れば 12 月議会で審議することになる。</p>
<p>備考(今後の改善点等)</p> <p>各地域自治協議会の年間行事に組み入れ「地域自治協議会と議会との意見交換会」として開催することで、地域の課題に対する議会活動等が相互に見え易くなる。</p>		

議会報告会を実施したので、上記のとおり報告いたします。

平成 23 年 10 月 24 日

報告者 4班 班長 勝地恒久

